

定 款 ・ 細 則

国際ロータリー 第2660地区
大阪中之島ロータリークラブ

国際ロータリー 第2660地区

大阪中之島ロータリークラブ

創 立 1992年10月29日

例会日 毎週木曜日
12時30分～13時30分

例会場 ホテルニューオータニ大阪
TEL:06-6941-1111

事務局 〒540-8578 大阪市中央区城見1-4-1 ホテルニューオータニ大阪 634号室
TEL:06-6947-0800 FAX:06-6947-0801
E-mail:nakanoshima@ace.odn.ne.jp

目次

定款	2
大阪中之島基金規程	14
細則	15
名誉会員規定	27
クラブ慶弔金、見舞金、支給規定	28

定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブ理事会の理事
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）
7. 書 面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、大阪中之島ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：大阪市内。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき

奉仕行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 一年次総会

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合

理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする

本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員

RI定款第4条第2節 (a) の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員

本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員

本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない

- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外

細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定

各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータ

リー親睦活動の例会に出席すること。または

- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席

会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席

欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI役員の欠席

会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 — 出席の記録

本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外

細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体

本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 — 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の実選

- (a) 会長を除く役員の実選。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミネーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミネーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研

修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長 (chair) であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会

本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 — 期間

会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 — 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節 (a) 項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 — 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 — 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務

本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担当金の支払日に支払われるものとする。

第2節 — 購読料

購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定

を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限

要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 — 第2条と第4条の改正

第2条(名称)および第4条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。(2022年手続き要覧による)

大阪中之島基金規程

第1条 (目的)

RI 第2660 地区において「中堅クラブを目指す」クラブとして、充実した奉仕事業を行なう為の資金基盤を盤石なものにする為、大阪中之島基金(以下、単に基金という)を創設する。

第2条 (拠出金)

1. 基金の拠出金額は一口当り5万円とする。
2. 既存会員の基金の拠出は、任意とし、口数及び回数の制限を設けない。

第3条 (使途)

基金は特別会計として扱い、理事会の承認を得た奉仕事業にのみ支出するものとし、一般会計とは別に計上処理する。

第4条 (支出制限)

基金の支出は理事会において奉仕事業計画案を決定し、総会の承認決議を得た事業にのみ支出することができる。

会計は毎年度末に年次会計報告書を作成し、理事会、及び、総会にて報告を行い、承認を得るものとする。

附則

2022年(令和4年)1月6日	理事会承認
2022年(令和4年)3月17日	総会承認
2022年(令和4年)7月1日	施行
2023年(令和5年)12月21日	理事会承認
2024年(令和6年)1月18日	総会承認
2024年(令和6年)1月18日	施行

細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員14名から成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長(会長ノミニー)、幹事、会計、および会場監督と、本細則第4条第1節、第3節に基づいて選挙された5名の理事を加える。なお、副幹事は理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。

第3条 理事および役員

1. 理事は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長(会長ノミニー)、幹事、会計、会場監督、クラブ奉仕委員長(副会長)、職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、青少年奉仕委員長、会員増強・維持委員長(直前幹事)、例会運営小委員長(会長エレクト)、親睦活動委員長、会員研修委員長(直々々前会長)とし会長エレクトと例会運営委員長、副会長(会長ノミニー)とクラブ奉仕委員長が兼任であるので14名とする。
2. 役員は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長(会長ノミニー)、幹事、会計、会場監督の7名とする。

第4条 理事、役員および地区出向者指名の選挙(指名委員会の設置)

第1節 指名委員会

本クラブに指名委員会を設置する。指名委員会は次々々年度の会長(会長ノミニー)、次年度の会計、SAA[以下理事・役員という]および5名の理事候補者と次々年度の幹事(次年度副幹事)を指名する。ならびに、本条第7節の次年度の地区出向者を指名し、直近の理事会に報告する。

第2節 指名委員会の構成メンバー

1. 委員会は会長、直前会長、直前会長に近い4名の元会長、会長エレクト、7名をもって構成する。但し、この4名の元会長から欠員が出た場合、直前会長に近い元会長から順に補充する。
2. 委員長は会長とする。

第3節 理事・役員の選挙

1. 会長は理事・役員候補者の指名をあらかじめ指名委員会に依頼し、当該委員会で指名された理事・役員候補者の氏名を、理事・役員を選挙する年次総会の5週前の例会で発表する。
2. 第1項の例会において、出席会員は指名委員会が指名した候補者とは別の者を、2名の会員が推薦理由を記載した推薦書を会長に提出して候補者とすることができる。但し、第1項で発表された例会から2週後の例会前までに会長に推薦書を提出しなければならない。その提出された推薦書に記載された候補者を年次総会3週前の例会で発表する。これらの候補者は、年次総会において採択を得る。採択の結果、最多数を獲得した候補者をもって選任者とする。尚、理事の定員は14名とする。

第4節 一 次々々年度会長、次々年度幹事

1. 次々々年度会長に選ばれた者は、その後の7月1日に始まる年度を会長ノミニー並びに副会長そしてクラブ奉仕委員長として理事会の構成員を務める。その会長ノミニーを務めた年度直後の7月1日から会長エレクトとして理事会の構成員を務める。そしてその会長エレクトを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
2. 次々年度幹事に選ばれた者は、その後の7月1日に始まる年度を副幹事として理事会に出席する。その副幹事を務めた年度直後の7月1日から幹事に就任するものとする。

第5節 一 理事・役員欠員

理事・役員に欠員が生じたときは、残余の理事の決議によって補充するものとする。

第6節 一 次年度理事・役員欠員

次年度の理事・役員に欠員が生じたときは、残余の次年度理事の決議によって補充するものとする。但し、指名委員会に相談すること（ができる）。

第7節 一 会員が地区の職務に任ぜられる（地区出向する会員、地区出向者と言う）場合

指名委員会が地区出向する会員を指名し、理事会において地区出向者としての承認を得なければならない。

第5条 役員、副幹事および会計監査の任務

第1節 一 会長

会長は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第2節 一 直前会長

理事会のメンバーと会計監査としての任務、および会長が不在の場合、前節に定められる任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 一 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務、および会長より授権される任務または理事会によって定められたその他の任務を行う。会長及び直前会長が不在の場合第1節に定められる任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第4節 一 副会長

副会長は、理事会のメンバーとしての任務、その他通常その職に付随する任務を行う。会長、直前会長及び会長エレクト不在の場合第1節に定められる任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第5節 一 幹事

幹事は次の諸事項その他、その職に付随する任務を行う。

1. 会員の名簿・記録の整理保管
2. クラブ例会その他の会合の出席・議事の記録
3. クラブの会合、理事会、委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録の作成・記録の保管

4. 国際ロータリーに対する諸種の報告(会員数・人頭分担金を記載した毎年7月1日および1月1日現在の半期会員報告・会員移動・月次出席報告等)
5. ロータリー機関雑誌等購読料の徴収・RIに送金
6. クラブ文書および財産の保管
7. クラブ年間収支予算案の作成
8. クラブ資金の支出指示
9. クラブ運営に関し、クラブ内部および外部との連絡調整
10. 事務局の管理

第6節 一 会計

1. 会計はすべての資産を管理保管し、毎年1回及び理事会の要求がある毎に、その説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。
2. 会計がその職を離れるに当たって会計はその保管するすべての資産・帳簿・その他あらゆるクラブ財産を後任者または会長に引き継がなければならない。
3. 会計補佐として、理事会の承認を得て、2名の副会計をおくことができる。

第7節 一 SAA

1. SAAは例会等クラブ会合に際し、会場を整備するとともに、会合を秩序正しく、品位ありかつ能率的に運営されるように務めるとともに、その他通常その職に付随する諸事項および会長・理事会によって指定される任務を行うことをもって、会場監督(SAA)の任務とする。
2. SAAの補佐として、理事会の承認を得て、若干名の副SAAをおくことができる。

第8節 一 副幹事

幹事の補佐として、理事会の承認を得て、2名の副幹事をおくことができる。その副幹事には、直前幹事と次年度幹事が務めるものとする。うち1名の副幹事は、幹事不在の場合、幹事の職務を代行するもので、直前幹事が通常その任にあたる。他の副幹事は主としてクラブの諸会合・諸行事の記録を作成し、クラブ運営につき幹事の補佐を務めるもので、原則として次年度の幹事に選出されたものがその任にあたる。

第9節 一 会計監査

1. 当該年度の会計が適切であったかどうかの監査を行う。
2. 会計監査が不在になる場合は、理事会が指名する。

第6条 会合

第1節 一 年次総会、臨時総会

1. 本クラブの年次総会は毎年11月末までに開催する。この年次総会において、次年度以降の第4条で記載されている理事・役員選挙を行わなければならない。
2. 臨時に総会を開催する必要が起きた場合は、理事会の承認を得て会長が招集する。

第2節 例会

本クラブの例会は、毎週木曜日12時30分に開催し、13時30分に閉会する。例会に関するあらゆる変更または取消は全てクラブ会員全員に、すみやかに通告されなくてはならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第7条の規定によるものでなければならない。

第3節 定足数

本クラブの年次総会、臨時総会および例会は会員総数の1/3以上の出席をもって成立する。

第4節 理事会の開催

1. 理事会は、理事の過半数の出席をもって定足数とする。
2. 定例理事会は、原則として毎月第2木曜日の例会終了後に、開催されるものとする。但し、当該理事会は、理事会の承認により開催日を変更することができる。
3. 臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、あるいは理事のうち2名以上の要求があったとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなくてはならない。

第7条 採決

1. 総会、理事会および例会の議事の採決は定款の定めがあるものを除き出席者の過半数によって決する。
2. 議事の採決は、投票による理事・役員選挙の場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 入会金及び会費等

第1節 入会金

新入会員は入会金10万円を入会時に納入する。但し、他クラブに属していた会員、当クラブの元会員が再入会する場合には、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第2節 会費

1. 会費は年額34万円とする。
2. 会費は毎年2回、7月と1月に各半期分を前納すべきものとする。新入会の場合は入会時に月割りの会費を前納すべきものとする。納入された会費は返却しない。
3. 大阪中之島基金
充実した奉仕事業活動の資金基盤充実の目的で大阪中之島基金を創設する。別に定める大阪中之島基金規定に基づいて運用する。

第9条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。(青少年奉仕は、社会奉仕部門にて積極的に取り組む。)

第10条 委員会

クラブの各委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間努めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、任命された委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

第1節 常任委員会

1. 会長は理事会の承認を得て、次の常任委員会を設置しなければならない。
 - ① クラブ奉仕委員会
 - ② 職業奉仕委員会
 - ③ 社会奉仕委員会
 - ④ 国際奉仕委員会
 - ⑤ 青少年奉仕委員会
2. 会長は理事会の承認を得て、クラブ奉仕委員会に次の常任小委員会を設置しなければならない。
 - ① 会員増強・維持小委員会
 - ② 例会運営小委員会
 - ③ 親睦活動小委員会
 - ④ 会員研修小委員会
3. 会長は理事会の承認を得て、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する小委員会を新たに設置できるものとする。
4. クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会及び青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から委員長を任命する。但し、クラブ奉仕委員会の、委員長には副会長(会長ノミニ)を任命し、副委員長には第10条第1節2の小委員会委員長を任命し、委員には各小委員会の副委員長以下委員全員が成る。他の4(職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕)委員会は委員長と1ないし2名の副委員長および1名以上の委員から成るものとする。
5. その他、会長は理事会の承認を得て、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。
6. 会長は、職権上全ての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
7. 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。尚、これらの委員会は理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会に報告してその承認を得るまで行動を起してはならない。但し、地区委員会の要請に基づく行事についてはこの限りでない。
8. それぞれの委員長は、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督し調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

1. クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当する全ての小委員会の委員長および委員によって構成されるものとする。
2. クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野に付いて設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

3. 会長は、理事の中からクラブ奉仕委員会の第10条第1節2の常任小委員会委員長を任命する。但し、原則として下記①の会員増強・維持小委員会委員長には、直前幹事を任命し、下記②の例会運営小委員会委員長には、会長エレクトを任命し、下記④の会員研修小委員会委員長には、直々々前会長を任命し、会員研修小委員会副委員長には直々前会長を、委員には直前会長を任命する。但し、委員長、副委員長に欠員の場合は順次繰り上がる。また、委員会に欠員が生じ必要がある場合は元会長の中から選任しても良い。

会員研修小委員会以外の各小委員会は委員長と1ないし2名の副委員長および1名以上の委員から成るものとする。

① 会員増強・維持小委員会 —

会員増強に関する全ての分野を担当する委員によって構成されるものとする。

② 例会運営小委員会 —

例会運営に関する全ての分野を担当する委員によって構成されるものとする。

③ 親睦活動小委員会 —

親睦活動に関する全ての分野を担当する委員によって構成されるものとする。

④ 会員研修小委員会 —

会員研修に関する全ての分野を担当する委員によって構成されるものとする。

第3節 — 職業奉仕委員会

1. 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定の分野を担当する全ての委員によって構成されるものとする。
2. 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全てに対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる担当部門の仕事を監督、調整する任務をもつものである。

第4節 — 社会奉仕委員会

1. 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当する全ての委員によって構成されるものとする。
2. 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全てに対して責任を持ち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる担当部門の仕事を監督、調整する任務をもつものである。

第5節 — 国際奉仕委員会

1. 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当する全ての委員によって構成されるものとする。
2. 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全てに対して責任を持ち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる担当部門の仕事を監督、調整する任務をもつものである。

第6節 — 青少年奉仕委員会

1. 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定の分野を担当する全ての委員によって構成されるものとする。
2. 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全てに対して責任を持ち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる担当部門の仕事を監督、調整する任務をもつものである。

第11条 委員会の任務

第1節 — クラブ奉仕委員会

本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるよう考案し、これを実施するものとする。委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

1. 会員増強・維持小委員会

- ① この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。
- ② 毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前に、その地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類を用いて、充填および未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
会員に推薦された、全ての会員候補者を、個人的な面から検討し、その人格職業上および社会的地位ならびに、一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そして、全ての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- ③ 絶えず本クラブの充填および未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために、適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に務めなければならない。

2. 例会運営小委員会

- ① 全てのクラブの会員が、あらゆるロータリーの会合（地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への参加も含まれる）に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブ例会への出席と、本クラブの例会に出席出来ない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席率向上のため奨励策を講じ、そして、出席不良の原因となる諸事情を調査し、これを除去することに務めることとする。
- ② 本クラブ例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- ③ クラブの例会または他の会合において、会員がロータリーソングあるいは他の歌を合唱する準備と指揮をし、また、会合の進行を円滑にすることが出来るような方策を考案し、実施するものとする。
- ④ クラブ諸行事、諸活動の記録を残す。
 - a. 毎週1回クラブ会報を編集、発行し会員その他に配付する。
 - b. クラブの会報には次の事項を掲載する。
 - (イ) 毎例会の主要事項の記録。
 - (ロ) 出席状況。
 - (ハ) 例年のプログラム予告。
 - (ニ) クラブ諸会合の記録。
 - (ホ) 会員の動静。
 - (ヘ) 諸委員会の活動報告
 - (ト) 国内および国際ロータリーの情報。
 - (チ) ロータリーの知識と教育。毎月1回、ロータリー雑誌の紹介を行い読者の関心を喚起する。

3.親睦活動小委員会

会員ならびに家族間の相互交流と友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

- ① 毎年、定期的に家族会、クリスマス会等の開催を計画し実行するものとする。
- ② 会員ならびにその家族は、本委員会が計画したレクリエーション等には、積極的に参加しなければならない。

4.会員研修小委員会

会員に最新の情報知識を与え、ロータリーに対する関心を深め、会員として本クラブの現況を十分に認識し、さらに会員相互の友好の増進に役立つように務めなければならない。また、ロータリー情報雑誌『ロータリーの友』および『THE ROTARIAN』の購読を義務とし、本クラブ会員およびロータリアン以外の人々の関心を喚起し、役立てるように務めるものとする。そして、ロータリアンとしての知識と資質を高める。

- ① 会員研修を行う。
- ② 年1回の雑誌月間を主催し、クラブ会員、特に新入会員の教育に役立て雑誌に接する機会を多くする。
- ③ クラブ活動ニュースやロータリーに関する記事をロータリー雑誌に投稿し、本クラブのために適切な広報活動を行う方策を考案し実施する。
- ④ 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供する。
- ⑤ 会員、特に新会員に会員の特典と責務に関する適当な理解をあたえる。
- ⑥ 会員にロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供する。
- ⑦ 会員に国際ロータリーの、管理運営の動向についての情報を提供する。

第2節 一 職業奉仕委員会

本クラブの会員がその職業関係における諸責務を遂行し、その職域における慣行の一般水準を向上させるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる担当部門の仕事を監督し、これを調整するものとする。

1. 職業奉仕部門

会員がロータリーの原則に沿って自らと自分の職業を律し会員の手腕を生かして、社会の必要に応じられるようなプロジェクトを考え活動することを目的とする。

2. ボランティア部門

ロータリアン個人の技能、知識をボランティア活動に活かし、社会奉仕、国際奉仕の各委員会と連携し、活動することを目的とする。

第3節 一 社会奉仕委員会

本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するのに、役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる担当部門の仕事を監督し、これを調整するものとする。

1. 社会奉仕部門

クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高める必要性を認識し、それを実現するための手段・方法の促進を図る。

2. 環境保全部門

地域の環境の質を調整、改善を図る。

第4節 一 国際奉仕委員会

本クラブ会員が国際奉仕に関する事柄において、諸責務を遂行するのに、役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる担当部門の仕事を監督し、これを調整するものとする。

1. 世界社会奉仕部門

世界社会奉仕プログラムの活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する。

2. ロータリー財団部門

ロータリー財団の組織と目的の理解を促進し、諸活動への参加を助長するものとする。

3. 米山奨学部門

財団法人米山ロータリー記念奨学会の目的の理解を促進し、諸活動への参加を助長するものとする。

第5節 一 青少年奉仕委員会

本クラブ会員がその地域社会の青少年に対する諸責務を遂行するのに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。委員長は、本クラブの青少年活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる担当部門の仕事を監督し、これを調整するものとする。

1. 青少年奉仕部門

指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プロジェクトを通じて、青少年並びに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識し、それらを実現できる手段・方法の促進を図る。

2. 青少年活動部門

ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブの活動を含め種々の青少年活動関係を推進し、青少年の健全な育成を実現するための手段、方法の促進を図る。

第12条 各委員会の活動報告

各委員会は、年度初めに定めた活動計画に基づき、有益な活動を行うためにクラブフォーラムとは別途に、定期的に委員会を開催し、クラブ会長に対してその報告をしなければならない。

第13条 出席義務規定の免除

会員は、理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し、理事会の議決を経ることによって、12カ月間を超えない限り本クラブの例会出席義務を免除される。但し、健康上の理由から12カ月を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、更に一定期間の欠席を認めることができる。

第14条 財務

第1節 一 資金の管理

会計は、本クラブの資金を全て、理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 一 支払

本クラブの全ての支払は、幹事の署名する支払伝票に基づき、会計が支払う。

第3節 一 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終結する。

第4節 一 会計帳簿

会計は次の帳簿を作成しなければならない。

- ① 総勘定元帳
- ② 金銭出納帳
- ③ 銀行勘定帳
- ④ その他必要な書類

第5節 一 収支予算書

各会計年度に先立ち理事会は、その年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算書は、理事会によって承認された後、各費目毎の支出の限度を表すものとする。予算はクラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合は、この限りでない。

第6節 一 収支報告書等

各会計年度終了後、理事会は速やかに収支報告書、貸借対照表および財産目録を作成しなければならない。尚、収支報告書は理事会が選任した会計監査人の監査を受けなければならない。

第7節 一 会計監査

1. 理事会は、クラブ資産の管理運営が適法適正に行われているか否かを監査するため、会計監査人を指名し任命する。原則として会計監査人には、直前会長を指名する。
2. 会計監査人は、理事会の要請ある毎に、会計監査報告書を作成し、理事会に提出しなければならない。

第15条 会員選挙の方法(新入会員の入会承認)

第1節 一 会員の推薦

1. 本クラブの正会員又は、会員増強・維持小委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、推薦者2名の本クラブ正会員の署名捺印付き書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
2. この推薦に関する事項は、事前に漏らしてはならないものとする。

第2節 一 会員審査

理事会は、その被推薦者が本クラブ定款の職業分類と、会員審査の条件を全て満たしているか否かを、会員増強・維持小委員会に調査報告を求め、確認するものとする。

第3節 一 理事会の承認

理事会は、本クラブ幹事を通じて推薦状を受領後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 一 入会申込書の提出

理事会が入会を決定承認した場合は、理事会は会員研修小委員会に、被推薦者に対するロータリーの目的および会員(推薦された会員身分を含む)の特典と義務についての説明を負託しなければならない。この説

明の後、理事会は被推薦者に対し、入会申込用紙の提出と署名を求め、また、本人の氏名および本人の予定されている職業分類を、クラブ会員に発表することについて、承諾を求めなければならない。

第5節 — 推薦の公表

1. 理事会は前節に定められた手続きを完了したときは、遅滞なくクラブ会員に対し、会員の推薦があったことを公表しなければならない。
2. すべてのクラブ会員から被推薦者についての発表後7日以内に、理事会に対し、異議理由を附記した書面による異議の申し立てがないときは、被推薦者は名誉会員でないなら、第8条第1節並びに第2節に定める入会金並びに会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。
3. 理事会に対し、推薦について理由を付記した書面による異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会合において、この件についての評決を行うものとする。この評決において入会が承認された場合は、被推薦者は名誉会員でないなら、第8条第1節並びに第2節に定める入会金並びに会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 — オリエンテーション

このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。会長又は幹事はその決定をRIに報告しなければならない。

第7節 — 名誉会員

名誉会員に推薦された候補者の氏名は、書面をもって理事会に提出されなければならない。その選挙は正会員の場合と同様の形式および方法で行うものとする。名誉会員は、クラブ定款第8条第6節に準じ、入会金および会費は免除される。しかし、投票権はもたない、クラブのいかなる役職にも就くことができない、そして、職業分類を保持しない。

第16条 決議

事の如何を問わず、本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ、本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく先に理事会に付託しなければならない。

第17条 同好会

有意義なレクリエーションまたは趣味に共通の関心を抱く会員は、交友と親睦を増すため同好会を発足させ参加することを奨励するものとする。但し、その同好会発足の発起人・世話人などは、同好会発足に関する提案書を事前に理事会に提出し、承認を受けなければならない。

第18条 議事の順序

例会の次第

- (1) 開会宣言
- (2) 国歌・ロータリーソング等の合唱
- (3) 来訪ロータリアンおよび来賓の紹介
- (4) 会長の会務報告等

-
- (5) 幹事の会務報告等
 - (6) 委員会・同好会報告
 - (7) 討議事項
 - (8) 出席報告
 - (9) ニコニコ箱披露
 - (10) 卓話または他のプログラム
 - (11) 閉会

第19条 細則改正

本細則は、定足数を満たす会員の出席する任意の例会において、出席会員の2/3以上の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前迄に各会員にメール又は、郵送されなければならない。クラブ定款・国際ロータリーの定款および細則と違背するような改正または条項追加は本細則に対して行うことはできない。

附則

本細則は、2022年(令和4年)1月6日理事会承認
2022年(令和4年)3月17日臨時総会承認
2022年(令和4年)7月1日施行
2024年(令和6年)4月11日理事会承認
2024年(令和6年)4月25日臨時総会承認
2024年(令和6年)7月1日施行

名誉会員規定

第1条 名誉会員の推薦

永年、大阪中之島ロータリークラブ会員として、ロータリーの理想推進のために賞賛に値する奉仕を行い、且つ当クラブの発展のために多大の寄付をした者が

- ① 予期せぬ出来事(本人の怪我、病気等)による健康上且つ経済上の理由によって当クラブ会員として正常な活動が不可能に陥った時
- ② 退会することによって当クラブが多大の損失を被ると判断された者が退会の意志を示した時
- ③ 高齢等によって例会出席等の平常のクラブ活動が出来なくなった時

以上のいずれかの事由によって当クラブの会員身分が消滅する事態になり、当該会員が望む場合には、当クラブは所定の手続きを経て当該会員を名誉会員として推薦し、これまでの奉仕の実績や功績に永く報いることが出来る。

第2条 名誉会員推薦の方法

当クラブが会員の中で前条の要件に確答と思われる者を当クラブの名誉会員に推薦する時は、推薦しようとする会員が書面によりその者の名前と推薦理由を明記し会長に提出するものとする。これを受けた会長は理事会での審議に諮り、名誉会員として相応しいとの結論を得た場合は、正会員の場合と同様の形式および方法で、その者を正式に名誉会員として承認するものとする。

第3条 名誉会員の権利及び特典

- ① 名誉会員は会費の納入を免除される。また当クラブのあらゆる会合に出席することが出来、クラブの特典を享受することができる。ただし他のクラブにおいては如何なる権利又は特典をも認められないものとする。
- ② 名誉会員は投票権を持たない。クラブの如何なる役職にも就くことができない。職業分類を保持しない。クラブ会員候補者を推薦できない。
- ③ 例会出席等の必要な費用は実費徴収し、細分は理事会において決定する。

第4条 名誉会員の会員身分

- ① 名誉会員の会員身分は毎年度6月30日で終結するが理事会の決議によって年々継続することができる。ただし、年度変更の時、新しい理事会が審議決議しない時は自動的にその身分は終結する。又、理事会はいつでも名誉会員の身分を取消することができる。
- ② (第1条)①の会員が正会員に復帰することができるようになった時は、理事会の承認を得て入会金なしで正会員の身分に復帰することができる。

第5条 会員以外からの名誉会員

当クラブ会員以外から名誉会員を推薦する場合には、手続要覧「国際ロータリー細則及び標準ロータリークラブ定款」に定められた規定によって行われる。その実際的な運営は当クラブの「名誉会員規定」に定められた手順によって行われるものである。

第6条 本規定にないことについては、クラブ定款・細則に基づくものとする。

附則

本規定は2011年7月1日から施行する

クラブ慶弔金、見舞金、支給規定

1. 会員の家族(1親等)が結婚する時 1万円
2. 会員に対し国・地方公共団体から勲章・表彰があった場合 理事会において決定
3. 1. 2に準ずる慶祝があった場合 理事会において決定
4. 会員又は家族が逝去した時
 1. 会員又は配偶者が逝去した時 供花- 2万円程度 香典- 会員2万円 配偶者- 1万円
 2. 会員の父母、または子供が逝去した時 楯と香典1万円
5. 病傷見舞金について
 1. 会員が入院した時 1万円
 2. 会員の家族(1親等)が入院して1ヶ月を超える時 理事会において決定
6. 災害見舞金について 被害の状況に応じて理事会で決定
7. 祝電・弔電 連絡を受けた範囲で親族に打電する
8. 会員の子供及び孫が出生のとき 5,000円

以上クラブ会計から拠出した慶弔金・見舞金はお礼返しは不要とする

大阪中之島ロータリークラブ

〒540-8578 大阪市中央区城見1-4-1 ホテルニューオータニ大阪634号室

TEL:06-6947-0800

FAX:06-6947-0801

E-mail:team@osaka-nakanoshima-rc.org